

本校 PTA 規約の改正に伴い、振興会会則の改正についても提案させていただきます。

本改正は、PTA 規約の改正に伴い、学校の教育振興や教育条件整備等に、より柔軟に寄与することができる環境を整備するために、会則の内容を見直して更新するものです。

## 1. 改正の背景

- (1) PTA 役員と振興会役員とが実質的に同一化している現状に鑑み、両組織の構成員を会則上同一化して運営することで、意思決定の根拠を明確にする必要がある。
- (2) 社会的情勢等に照らし、会務の透明性をより一層確保する必要がある。

## 2. 主な改正内容

- (1) 組織構成の見直し

ア. PTA 役員と振興会役員とを同一にする。

振興会役員と PTA 役員の整理		
振興会会長	…	PTA 会長
振興会副会長	…	PTA 副会長 及び 校長
振興会理事	…	PTA 庶務、学年委員長、環境整備委員長、委員、生涯学習委員長、委員、広報委員長、委員 及び 副校長
振興会会計	…	PTA 会計 及び 事務長
振興会監事	…	PTA 監事

- (2) デジタル化への対応

ア. 総会の開催通知をメールで行うことを可能とする。

イ. ウェブ会議による総会・臨時総会の実施を可能とする。

- (3) 透明性の向上

ア. PTA 規約に準じ、入会金、会費及び寄付金の金額を明記する。

イ. PTA 規約に準じ、会員に対して会計諸帳簿の閲覧権を設ける。

ウ. 監事を役員とは別に設け、会務の監査を受ける。

エ. 監事に臨時総会開催の請求権を付与する。

以上

## 京都市立堀川高等学校振興会会則新旧対照表

現行	改正（案）	主な摘要
京都市立堀川高等学校振興会会則	京都市立堀川高等学校振興会会則	
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	
<p>第1条 本会は京都市立堀川高等学校振興会と称する。</p> <p>第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校に置く。</p> <p>第3条 本会は京都市立堀川高等学校の教育振興及び教育条件整備等に寄与することを目的とする。</p> <p>第4条 本会の会員は<u>次の通り</u>とする。</p> <p>1 正会員 京都市立堀川高等学校在籍生徒の保護者</p> <p>2 賛助会員 本会の活動に賛同し会費を納入した者</p>	<p>第1条 本会は京都市立堀川高等学校振興会と称する。</p> <p>第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校（<u>京都府京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622番地の2</u>）に置く。</p> <p>第3条 本会は京都市立堀川高等学校の教育振興及び教育条件整備等に寄与することを目的とする。</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。</p> <p>第5条 本会の会員は<u>正会員及び賛助会員をもって構成する</u>。</p> <p>2 正会員は京都市立堀川高等学校在籍生徒の保護者とする。</p> <p>3 賛助会員は本会の活動に賛同し会費を納入した者とする。</p>	<p>所在地追記</p> <p>新設</p> <p>条変更、以下同じ</p>
<b>第2章 役員</b>	<b>第2章 役員</b>	
<p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長（1名）、副会長（3名以内）、理事（10名以内）、会計（1名）、監事（2名）</p> <p>第6条 本会に顧問を置くことができる。</p> <p>第7条 役員の任務は次の通りとする。</p> <p>1 会長は本会を代表し会務を総括する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の任務を代行する。</p> <p>3 理事は会長の指示を受け会務を処理する。</p> <p>4 会計は会計事務を管理する。</p> <p>5 監事は会務及び会計事務を監査する。</p> <p>第8条 顧問は会務が円滑に進行するよう役員を補佐する。</p>	<p>第6条 本会に役員として会長、副会長、理事及び会計を置く。</p> <p>第7条 会長は京都市立堀川高等学校 P T A（以下「P T A」という。）会長をもって充てる。</p> <p>2 副会長は P T A 副会長及び同校長をもって充てる。</p> <p>3 理事は P T A 庶務、同学年委員長、同環境整備委員長、同生涯学習委員長、同広報委員長、同環境整備委員、同生涯学習委員、同広報委員、同副校長及び P T A 規約第8条第5項に規定する教職員側役員をもって充てる。</p> <p>4 会計は P T A 会計及び同事務長をもって充てる。</p> <p>5 会長は本会を代表し会務を総括する。</p> <p>6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代行する。</p> <p>7 理事は会長の指示を受け会務を処理する。</p> <p>8 会計は会計事務を管理する。</p>	<p>削除</p> <p>新設</p> <p>削除</p> <p>第20条へ移動</p> <p>削除</p>

<p>第9条 役員及び顧問の任期は<u>1年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第10条 役員の選出方法は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 正会員で構成する役員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）を設置する。</li> <li>2 推荐委員会は正会員の中から役員候補者名簿を作成し推薦する。</li> <li>3 正会員は推薦委員会による役員候補者名簿に基づいて役員を選出する。</li> </ol> <p>第11条 顧問は会長が委嘱する。</p>	<p>第8条 役員の任期は<u>P T A役員の任期</u>に準じる。</p>	<p>一部変更 削除 削除</p>
<p><b>第3章 総会及び会計年度並びに会計</b></p> <p>第12条 総会は年1回開催し、会務、事業、会計その他必要な事項について審議する。</p>	<p><b>第3章 総会</b></p> <p>第9条 総会は年1回開催し、<u>会長が招集する</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 総会は会務、事業、会計その他必要な事項について審議する。</li> <li>3 総会の招集は電磁的方法（電子メール等）で行うことができる。</li> </ol>	<p>第4章へ一部移動 招集権者規定 項新設 新設 第13条へ移動</p>
<p>第13条 会長が必要と認めた場合及び正会員の10分の1以上の賛成があった場合は、臨時総会を開くことができる。</p> <p>第14条 総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。</p>	<p>第10条 総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項において委任状を提出した者は出席者とみなす。</li> </ol> <p>第11条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、賛否同数の場合は議長の裁決によるものとする。ただし、会則の変更は総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。</p>	<p>項新設 項新設 項新設</p>
<p>第15条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、賛否同数の場合は議長の裁決によるものとする。ただし、会則の変更は総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。</p> <p>第16条 総会開催が困難な場合、役員会の決裁をもって総会議決に代えることができるものとする。ただし、その場合も可及的速やかに総会を開催して事後承認を受けなければならない。</p>	<p>第12条 総会開催が困難な場合、役員会の決裁をもって総会議決に代えることができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項の場合、会長は可及的速やかに総会を開催して事後承認を受けなければならない。</li> </ol> <p>第13条 会長は第4章に定める役員会が必要と認めて請求した場合又は正会員の10分の1以上が請求した場合若しくは第6章に定める監事が請求した場合、請求のあった日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>	<p>項新設 項新設 第13条から異動、一部変更</p>
<p>2 臨時総会の成立要件及び議決は総会に準じる。</p> <p>第14条 総会及び臨時総会はウェブ会議で実施することができる。</p>	<p>第15条 本会に役員会を置く。</p> <p>第16条 役員会は第7条に定める役員をもって構成し、事業の計画、執行に関する意思決定及び規程の制定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 役員会は隨時会長が招集する。</li> </ol>	<p>新設 新設 章新設 新設 新設</p>

<p>第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。</p> <p>第18条 本会の会計事務に関する規程は別途定める。</p>	<p><b>第5章 会計</b></p> <p><u>第17条 本会の経費は入会金、会費及び寄付金によってまかなう。</u>  <u>2 本会の入会金は2,000円とする。</u>  <u>3 本会の会費は正会員について年額3,000円、賛助会員について1口1,000円を1口以上とする。</u></p> <p><u>第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</u></p> <p><u>第19条 会員は会計諸帳簿を閲覧することができる。</u></p>	<p>章新設 新設 一部削除 削除 新設</p>
<p><b>第4章 附則</b></p> <p><u>第19条 本会の運営に関する規程は別途定める。</u></p> <p><u>第20条 本会則は、平成23年2月1日から実施する。</u></p>	<p><b>第6章 監事</b></p> <p><u>第20条 本会に監事を2名置く。</u></p> <p><u>第21条 監事は次の職務を行う。</u>  <u>一 本会の会計事務を監査すること</u>  <u>二 会計事務について不正の事実を発見したときに総会又は臨時総会に報告すること</u>  <u>三 前号の事案を報告するため必要があると認めるときは臨時総会の招集を請求すること</u></p> <p><u>第22条 監事はP T A監事をもって充てる。</u></p>	<p>章新設 第5条より一部移動 新設 新設</p>
	<p><b>附則</b></p> <p><u>第1条 本会則は平成23年2月1日から施行する。</u>  <u>第2条 本会則は令和6年5月18日から施行する。</u></p>	<p>章削除 削除 条変更 新設</p>